

## 運営方針の修正内容

28年度	29年度(案)
<p data-bbox="219 204 1052 239"><b>平成28年度 千葉市あんしんケアセンター運営方針(案)</b></p> <p data-bbox="241 287 918 327"><b>【地域包括ケアシステムの構築について】</b></p> <p data-bbox="190 335 1097 678">本市では、今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年を見据え、中長期的な視点で、本市が推進すべき超高齢社会対策を取りまとめた指針『千葉市中長期的な高齢者施策の指針【平成28～37年度】(以下「指針」という)』及び『千葉市高齢者保健福祉推進計画(第6期介護保険事業計画)(以下「介護保険計画」という)』に基づき、高齢者が周囲の支えにより自立し、できる限り元気で、生きがい・尊厳のある暮らしをすることができるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを継続して提供する「地域包括ケアシステム」の構築・推進に取り組みます。</p> <p data-bbox="190 686 1097 869">あんしんケアセンターは、前述の指針及び<u>介護保険計画</u>の中で、地域包括ケアシステムを推進する上での中心的役割を担う機関として<u>位置づけられており</u>、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されている施設です。</p> <p data-bbox="190 877 1097 1021">あんしんケアセンターにおける「地域包括ケアシステムの構築・推進」にあたっては、本運営方針の他、前述の指針及び介護保険計画に基づき推進が図られるよう、各地域における地区特性や地域の実情に応じ、<u>効果的に取り組みます。</u></p> <p data-bbox="241 1061 1030 1101"><b>【地域包括ケアシステム構築に向けた基本方針】</b></p> <p data-bbox="190 1109 1097 1189">あんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムを推進するうえで、下記に掲げた項目に取り組みます。</p> <p data-bbox="190 1228 515 1260">1 (1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="190 1300 492 1332"><b>2 認知症施策の推進</b></p> <p data-bbox="190 1340 1097 1484">「<u>認知症になっても安心してらせるまちづくり</u>」を目指し、認知症の人やその家族の身近な相談窓口として、<u>認知症疾患医療センターや医療機関等と連携を図り支援するとともに</u>、地域の認知症に関する理解を深めるために認知症サポーターの養成に積極的に取り組みま</p>	<p data-bbox="1160 204 1993 239"><b>平成29年度 千葉市あんしんケアセンター運営方針(案)</b></p> <p data-bbox="1137 287 1836 327"><b>I 地域包括ケアシステムの構築について</b></p> <p data-bbox="1131 335 2038 678">本市では、今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年を見据え、中長期的な視点で、本市が推進すべき超高齢社会対策を取りまとめた指針『千葉市中長期的な高齢者施策の指針【平成28～37年度】(以下「指針」という)』及び『千葉市高齢者保健福祉推進計画(第6期介護保険事業計画)(以下「介護保険計画」という)』に基づき、高齢者が周囲の支えにより自立し、できる限り元気で、生きがい・尊厳のある暮らしをすることができるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを継続して提供する「地域包括ケアシステム」の構築・推進に取り組みます。</p> <p data-bbox="1131 686 2038 869">あんしんケアセンターは、前述の指針及び<u>介護保険計画</u>の中に、地域包括ケアシステムを推進する上での中心的役割を担う機関として<u>位置づけており</u>、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置している機関です。</p> <p data-bbox="1131 877 2038 1021">あんしんケアセンターにおける「地域包括ケアシステムの構築・推進」にあたっては、本運営方針の他、前述の指針及び介護保険計画に基づき推進が図られるよう、各地域における地区特性や地域の実情に応じ、<u>効果的に取り組むものとし</u>ます。</p> <p data-bbox="1137 1061 1948 1101"><b>II 地域包括ケアシステム構築に向けた基本方針</b></p> <p data-bbox="1131 1109 2038 1189">あんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムを推進するうえで、下記に掲げた項目に取り組みます。</p> <p data-bbox="1131 1228 1456 1260">1 (1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="1131 1300 1433 1332"><b>2 認知症施策の推進</b></p> <p data-bbox="1131 1340 2038 1484">「<u>認知症になっても安心してらせるまち</u>」を目指し、認知症の人やその家族の身近な相談窓口として、<u>認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム、医療機関等と連携を図り支援するとともに</u>、地域の認知症に関する理解を深めるために認知症サポーターの養成に</p>

## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）
<p>す。</p> <p><b>3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進</b>  「セルフケアの推進」、「閉じこもりの防止」、「自主活動グループの育成」等の視点を持ち、各保健福祉センターを始め、地域の関係者（団体）と連携して、地域毎に効果的な方法で介護予防の取り組みを推進します。</p> <p><u>特に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が継続的に拡大していくよう、行政・民生委員・自治会・地区社協などの関係者（団体）及び生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと連携を密に行い、情報収集に努めるとともに、市民の自主的な活動が活発に行われるよう働きかけます。</u></p> <p><b>【具体的な事業運営について】</b>  あんしんケアセンターは、公益的な機関として高齢者に関する様々な課題や相談に対応するとともに、地域住民とともに、地域のネットワークを構築しながら地区特性に応じた活動を行います。</p> <p>なお、管理者を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がそれぞれの専門知識や技能を活かすことで、チームアプローチにより高齢者を包括的に支えます。</p> <p>（新設）</p>	<p>積極的に取り組みます。</p> <p><b>3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進</b>  「セルフケアの推進」、「閉じこもりの防止」、「自主活動グループの育成」等の視点を持ち、各保健福祉センターを始め、地域の関係者（団体）と連携して、地域毎に効果的な方法で介護予防の取り組みを推進します。</p> <p><u>特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が展開されていくよう、行政・民生委員・自治会・地区社協などの関係者（団体）及び生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと連携を密に行い、情報収集及び情報発信に努めるとともに、市民の自主的な活動が活発に行われるよう働きかけます。</u></p> <p><b>Ⅲ 具体的な事業運営について</b>  あんしんケアセンターは、公益的な機関として高齢者に関する様々な課題や相談に対応するとともに、地域住民とともに、地域のネットワークを構築しながら地区特性に応じた活動を行います。</p> <p>なお、管理者を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がそれぞれの専門知識や技能を活かすことで、チームアプローチにより高齢者を包括的に支えます。</p> <p><b>1 第1号介護予防支援事業</b>  <u>介護予防・日常生活支援総合事業利用対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。また、介護予防ケアマネジメントの質の向上を目指します。</u></p> <p><u>適切で効果的なサービスの利用に繋げるために、関係者間で情報を共有し評価を行う他、「地域コミュニティの中での孤立や閉じこもり予防」「社会参加」「生きがづくり」等についても配慮し、住民主体の集いの場やその他のインフォーマルサービス等も、個々</u></p>

## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）
<p><b>1 総合相談支援</b></p> <p><u>(1) 高齢者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。</u></p> <p>(2) ・ (3) ・ (4) (略)</p> <p><b>2 介護予防支援</b></p> <p><u>(1) 介護予防普及啓発</u>  <u>元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組むきっかけとなるように、広く介護予防の普及啓発に努め、介護予防事業への参加を促します。</u>  <u>また、総合相談業務や地域活動において基本チェックリスト等を活用し、高齢者が自身の状況を知り自ら積極的に介護予防に取り組めるように「セルフマネジメント」の手法を伝えるとともに、地域参加や生きがいづくりにつながるよう、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと協力し、地域のサロンや自主グループなどの情報を市民に提供できる体制を整えます。</u></p> <p><u>(2) 地域介護予防活動支援</u>  <u>地域において、介護予防に向けた取組みが自主的に実施されるよう、介護予防に資する地域活動組織を発掘し、育成及び支援を行います。特に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が継続的に拡大していくよう、地域におけるネットワークを活用しながら取り組みます。</u></p> <p><u>(3) 二次予防</u>  <u>介護予防・生活支援ニーズ把握において、要支援・要介護状態となる恐れが高いと判断された高齢者について適切なアセスメントを実施し、地域支援事業における介護予防事業等の利用につながるよ</u></p>	<p><u>のニーズに合わせて活用します。</u>  <u>なお、ケアマネジメント実施にあたっては、介護予防支援と一体的に提供できるよう配慮するとともに、住民主体の通いの場の利用を推進します。</u></p> <p><b>2 総合相談支援</b></p> <p><u>(1) 相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。</u></p> <p>(2) ・ (3) ・ (4) (略)</p> <p>(「5一般介護予防(1)介護予防普及啓発」へ記載場所を移動)</p> <p>(「5一般介護予防(2)介護予防活動支援事業」へ記載場所を移動)</p> <p>(削除)</p>

## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）
<p><u>う支援を行います。</u></p> <p><u>(4) 介護予防ケアマネジメント</u></p> <p><u>介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の開始に向け、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを目指し、きめ細やかな情報収集とアセスメントにより必要なサービス提供に結びつけます。実際のサービス利用にあたっては、本人の理解を得ることは当然ながら、本人の意欲を高めることに配慮し、自立の可能性を最大限に引き出す支援をします。</u></p> <p><u>適切で効果的なサービスの利用に繋げるために、関係者間で情報を共有し評価を行う他、「地域コミュニティの中での孤立や閉じこもり予防」「社会参加」「生きがいつくり」等についても配慮し、住民主体の集いの場やその他のインフォーマルサービス等も、個々のニーズに合わせて活用します。</u></p> <p><b>3 権利擁護</b></p> <p>権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即したサービスや機関につなぐ等の適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ります。</p> <p>また、相談窓口の周知及び知識の普及のため、市民や各種関係機関に対し「高齢者虐待防止」「成年後見制度」「消費者被害防止」等の啓発活動に努めます。</p> <p>(1) 高齢者虐待への対応</p> <p>通報や相談等を受けた場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」により、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行います。</p> <p>また、「高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要」と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めるとともに、措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用につながるよう支援します。</p> <p><u>なお、具体的な対応については、「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」を参考とします。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><b>3 権利擁護</b></p> <p>権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即したサービスや機関につなぐ等の適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ります。</p> <p>また、相談窓口の周知及び知識の普及のため、市民や各種関係機関に対し「高齢者虐待防止」「成年後見制度」「消費者被害防止」等の啓発活動に努めます。</p> <p>(1) 高齢者虐待への対応</p> <p>通報や相談等を受けた場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」により、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行います。</p> <p>また、「高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要」と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めるとともに、措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用につながるよう支援します。</p> <p><u>なお、具体的には、「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」に沿って対応します。</u></p>

## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）
<p>(2) 成年後見制度の活用            制度を有効に活用できるよう周知に努めるとともに、<u>認知症など判断能力の低下がみられる場合は、</u>家族や親族に成年後見制度について説明し、必要に応じて成年後見支援センター等につなげていきます。</p> <p>また、申立てを行える親族がいない場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに、市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行います。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>4 包括的・継続的ケアマネジメント支援</b>            あんしんケアセンターは、「関係機関との連携体制構築・強化」「介護支援専門員に対する支援」等を行い、包括的・継続的ケアマネジメント実践を可能にする環境整備を行います。</p> <p>(1) 関係機関との連携体制構築・強化</p> <p>ア <u>地域ケア会議・多職種連携会議の開催</u>            あんしんケアセンターは、様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境の整備に努めます。具体的には、<u>多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築の手法の一つである「地域ケア会議」「多職種連携会議」を必要に応じて開催し、連携体制を支える共通の基盤の構築・強化に努めます。</u></p> <p><u>地域ケア会議では、幅広い多様な機関や職種による多方面の視点からの検討を行い、個別課題の解決をはじめ、ネットワークの構築、地域課題の発見、資源開発・地域づくりや政策形成等を行います。</u></p> <p>イ <u>関係機関及び関係者とのネットワーク構築</u>            あんしんケアセンターは、<u>介護や医療などの関係機関のほか、民生委員や生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、社協地区部会、町内自治会、ボランティアなどの関係</u></p>	<p>(2) 成年後見制度の活用            制度を有効に活用できるよう周知に努めるとともに、<u>認知症など判断能力の低下がみられる場合には、</u>家族や親族に成年後見制度について説明し、必要に応じて成年後見支援センター等につなげていきます。</p> <p>また、申立てを行える親族がいない場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに、市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行います。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>4 包括的・継続的ケアマネジメント支援</b>            あんしんケアセンターは、「関係機関との連携体制構築・強化」「介護支援専門員に対する支援」等を行い、包括的・継続的ケアマネジメント実践を可能にする環境整備を行います。</p> <p>(1) 関係機関との連携体制構築・強化</p> <p>(「4 (2) 地域ケア会議の実施」へ記載場所を移動し、内容を追加。)</p> <p>ア <u>関係機関及び関係者とのネットワーク構築</u>            あんしんケアセンターは、<u>各保健福祉センター、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、社協地区部会、町内自治会、ボラ</u></p>

## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）						
<p><u>者（団体）に働きかけ、地域特性や状況に合わせた様々なネットワークの構築を図ります。</u></p> <p>ウ 地域の高齢者の把握及び適切な支援と地域のネットワーク            あんしんケアセンターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域の情報の収集や実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援を行うとともに、把握した情報をもとに地域の課題を分析し地域の関係機関や関係者に提示する等、解決に向けて積極的に取り組みます。  <u>なお、高齢者の支援や地域での取り組みにあたっては、各保健福祉センター、医療機関、介護サービス事業者、民生委員、社協地区部会、町内自治会、老人クラブ、ボランティア、コミュニティソーシャルワーカーなどと積極的に連携し、ネットワークの構築に努めます。</u></p>	<p><u>ンティア、老人クラブなどの関係者（団体）に働きかけ、地域特性や状況に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携を図ります。</u></p> <p>イ 地域の高齢者の把握及び適切な支援と地域のネットワーク            あんしんケアセンターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域の情報の収集や実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援を行うとともに、把握した情報をもとに地域の課題を分析し地域の関係機関や関係者に提示する等、解決に向けて積極的に取り組みます。  <u>なお、高齢者の支援や地域での取り組みにあたっては、上記アのネットワークを活用します。</u></p> <p>(2) 地域ケア会議の実施  <u>ア 地域ケア会議・多職種連携会議の開催</u>  <u>あんしんケアセンターは、様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境の整備に努めます。具体的には、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築の手法の一つである「地域ケア会議」「多職種連携会議」を開催し、連携体制を支える共通の基盤の構築・強化に努めます。</u>  <u>あんしんケアセンターが実施する地域ケア会議では、幅広い多様な機関や職種による多方面の視点からの検討を行い、個別課題の解決をはじめ、ネットワークの構築、地域課題の発見、資源開発・地域づくりや必要に応じて政策形成への提言を行います。</u>  <u>なお、開催頻度については、次の表を目安とします。</u></p>						
<p>(新設)</p>	<p>表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">地域ケア会議の内容</th> <th style="width: 50%;">開催頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>困難事例の検討</td> <td>必要に応じて随時</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジメント支援</td> <td>圏域毎に年1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	地域ケア会議の内容	開催頻度	困難事例の検討	必要に応じて随時	ケアマネジメント支援	圏域毎に年1回以上
地域ケア会議の内容	開催頻度						
困難事例の検討	必要に応じて随時						
ケアマネジメント支援	圏域毎に年1回以上						



## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）
<p>のネットワークの構築に取り組むとともに、医療機関や介護サービス事業者、行政などの関係機関との連携を図り、地域における多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。</p>	<p>のネットワークの構築に取り組むとともに、医療機関や介護サービス事業者、行政などの関係機関との連携を図り、地域における多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。</p>
<p><b>【市との連携】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) あんしんケアセンターの機能強化・職員の資質向上            あんしんケアセンターは、職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組む他、市または各関係団体が主催する会議・研修会等に積極的に出席します。  <u>市は、あんしんケアセンターの機能強化・職員の資質向上に向け、情報提供、研修会並びに管理者会議・職種別会議等の情報交換及び課題共有等の場の提供に努めます。</u></p>	<p><b>5 一般介護予防事業</b></p> <p><b>(1) 介護予防普及啓発</b></p> <p><u>元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組むきっかけとなるように、広く介護予防の普及啓発に努め、介護予防事業への参加を促します。</u></p> <p><u>また、総合相談業務や地域活動において基本チェックリスト等を活用し、高齢者が自身の状況を知り自ら積極的に介護予防に取り組めるように「セルフマネジメント」の手法を伝えるとともに、地域参加や生きがいつくりにつながるよう、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと協力し、地域のサロンや自主グループなどの情報を市民に提供できる体制を整えます。</u></p> <p><b>(2) 地域介護予防活動支援</b></p> <p><u>地域において、介護予防に向けた取組みが自主的に実施されるよう、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと協力し、介護予防に資する地域活動組織を発掘し、育成及び支援を行います。特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が展開されていくよう、地域におけるネットワークを活用しながら取り組みます。</u></p> <p><b>IV 市との連携</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) あんしんケアセンターの機能強化、職員の資質向上            あんしんケアセンターは、職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組む他、市または各関係団体が主催する会議・研修会等に積極的に出席します。            (「次号(3)市の役割」へ記載場所を移動し、内容を追加。)</p>



## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）
<p>（新設）</p> <p>（3）事例対応            あんしんケアセンターと市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）は、総合相談支援等における支援困難ケースについて、情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応します。            高齢者虐待ケースへの対応についても、関係部署と連携し、<u>「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」に従って対応します。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（3）市の役割  <u>市は、次の①から⑥について役割を担い、あんしんケアセンターのサービスの質を保つとともに機能強化に向け推進します。</u>  <u>①あんしんケアセンターの統括・連携調整</u>  <u>②支援困難ケースへの同行及び対応についての助言等</u>            ・個別ケースへの支援にあたっては、それぞれの役割を明確にして適切に対応します。            ・高齢者虐待ケースへの対応についても、関係部署と連携し、<u>「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」に沿って対応します。</u>  <u>③地域ケア会議の運営に係る助言・支援</u>  <u>④職員の資質向上を図るための研修企画</u>  <u>⑤あんしんケアセンター運営に係る好事例についての情報収集と情報提供等、後方支援体制の構築</u>  <u>⑥管理者会議・職種別会議等による情報交換及び課題共有の場の提供</u></p> <p>（前号（3）市の役割の②に記載場所を移動）</p> <p><u>V 効果的なセンター運営の継続</u>  <u>市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していくために、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすあんしんケアセンターの安定的・継続的な事業運営を行います。</u>  <u>（1）あんしんケアセンターが自らの取り組みを振り返り、自己点検・自己評価を実施するとともに、市があんしんケアセンターの運営や活動を実地調査し、効果的な取り組みの充実を図るとともに、不十分な点</u></p>

## 運営方針の修正内容

28年度	29年度（案）
<p><b>【公正・中立性の確保】</b></p> <p>あんしんケアセンターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。</p> <p>(1) あんしんケアセンターの運営費用は、<u>市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。</u></p> <p>(2) あんしんケアセンターは指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を担当しますが、その際、高齢者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。</p> <p><b>【客観性の確保】</b></p> <p>各業務の評価や公平・中立性の確保等、あんしんケアセンター運営に係る事項については、公開される会議であり、有識者等の他、公募委員で構成される「千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会」に諮り、あんしんケアセンター運営の客観性に配慮します。</p>	<p><u>については改善に向けた取り組みを行い、一定の運営水準の確保に努めます。</u></p> <p>(2) あんしんケアセンターは、センターの円滑な利用やその取り組みに対する理解が促進されるよう、業務内容や運営状況等を幅広く周知するよう努めます。また、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」も活用しながら、あんしんケアセンターの情報を地域住民等に向けて公表します。</p> <p><b>VI 公正・中立性の確保</b></p> <p>あんしんケアセンターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。</p> <p>(1) あんしんケアセンターの運営費用は、<u>市民の負担する税金や介護保険料によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。</u></p> <p>(2) あんしんケアセンターは指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を担当しますが、その際、高齢者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。</p> <p><b>VII 客観性の確保</b></p> <p>各業務の評価や公平・中立性の確保等、あんしんケアセンター運営に係る事項については、公開される会議であり、有識者等の他、公募委員で構成される「千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会」に諮り、あんしんケアセンター運営の客観性に配慮します。</p>